

白子町教育委員会障害者活躍推進計画

令和7年4月

1 障害者活躍推進計画の策定について

令和元年6月に、障害者雇用促進法（以下「法」という。）の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされた。町教育委員会においても、法改正の趣旨を踏まえ、障害者活躍推進計画を策定する。

2 障害者活躍推進計画

機関名	白子町教育委員会
任命権者	白子町教育委員会 教育長 太田和 晴彦
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
白子町教育委員会における障害者雇用に関する課題	白子町教育委員会は、職員総数が小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用を行っていない。採用権限については、首長部局が中心的に担っており、積極的な障害者雇用を図ってこなかった状況にある。
目標	
(1)採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する理解促進に努める。
(2)定着に関する目標	○障害者雇用が生じた場合、障害者である職員の定着データを把握する。
取組内容	
(1)障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。 ○障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。
(2)障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者雇用後は、定期的な面談を行い、負担なく遂行できる職務の選定及び創出 について検討する。
(3)障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、年に1回 実施している人事評価面談等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ首長部局と検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
(4)その他	○福祉部門と連携し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。